

平成27年9月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年9月3日(木)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成27年9月3日(木) 午前 9時00分
散 会 日 時	平成27年9月3日(木) 午後 3時25分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席 委員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	市ノ川徳宏
委 員	阿部 慎也 秋谷 修 永沼 博昭 細川 英俊
委員会欠席 委員	
委員外議員	諏訪 三津枝
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第66号	市道の路線の廃止について	原案可決
第67号	市道の路線の認定について	原案可決
第71号	平成27年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第73号	平成27年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第75号	平成26年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第77号	平成26年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	認 定
第79号	平成26年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地地区画整理事業特別会計決算認定について	認 定
第80号	平成26年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地地区画整理事業特別会計決算認定について	認 定
第82号	平成26年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定
第83号	平成26年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定

委員会執行部出席者

（都市整備部）

都市整備部長	武 藤 幸 二
都市整備部副部長	吉 田 憲 司
都市整備部副部長	奥 広 文
都市整備部参事	島 田 友 光
都市計画課長	大 塚 泰 史
建築課長	白 井 邦 昌
市街地整備課長	中 井 誠
市街地整備課副参事兼北新宿第二土地地区画整理事務所長	神 田 英 昭

市街地整備課副参事
(建設部)

建設部長

建設部副部長兼道路課長

道路課副参事

工事課長

下水道課長

水道課長

吹上支所長

川里支所長

清水千之

小谷野幹也

田沼文男

小山薫

原口正

金井利明

小峰栄一

田島好夫

鵜飼能志

書記
書記

森田慎三
竹井豊

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会します。

委員会記録の署名委員を指名いたします。永沼博昭委員と細川英俊委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第66号 市道の路線の廃止について、議案第67号 市道の路線の認定について、議案第71号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分、議案第73号 平成27年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第75号 平成26年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第77号 平成26年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第79号 平成26年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第80号 平成26年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第82号 平成26年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、議案第83号 平成26年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についての議案10件であります。

これらを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第66号及び第67号を一括して議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第75号の一般会計決算認定については、歳入歳出を一括して審査を行い、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第66号及び第67号について一括して執行部の説明を求めます。

(建設部副部長兼道路課長) おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、まず議案第66号 市道の路線の廃止、6路線についてご説明させていただきます。

それでは、図面ナンバー1をごらんいただきたいと思います。初めに、鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業の進捗に伴い、4路線を廃止するものでございます。まず、市道B-287号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字上曾部301番1地先とし、終点を同271番2地先とします幅員1.82メートルから3.00メートル、延長229.51メートルの路線でございます。

次に、市道B-290号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字上曾部277番地先とし、終点を同305番2地先とします幅員1.82メートル、延長44.88メートルの路線でございます。

次に、市道B-865号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字上曾部283番1地先とし、終点を同282番地先とします幅員1.82メートル、延長17.84メートルの路線でございます。

次に、市道B-866号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字上曾部267番3地先とし、終点を同267番5地先とします幅員3.75メートルから3.8メートル、延長16.93メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー2をごらんいただきたいと思います。これは、主要地方道鴻巣一川島線バイパスの整備に伴い、2路線を廃止するものでございます。初めに、市道E-338号線でございますが、起点を鴻巣市箕田字九右ヱ門1406番地先とし、終点を鴻巣市箕田字平右ヱ門3608番地先とします幅員5.00メートルから5.5メートル、延長255.25メートルの路線でございます。

次に、市道G-305号線でございますが、起点を鴻巣市稲荷町25番4地先とし、終点を鴻巣市箕田字吉右ヱ門3111番1地先とします幅員5.70メートルから13.50メートル、延長418.75メートルの路線でございます。

以上の6路線の廃止をお願いするものでございます。

続きまして、議案第67号 市道の路線の認定、5路線について説明させ

ていただきます。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。

今回の認定は、先ほどの鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業の進捗に伴うもの4路線と開発事業に伴い帰属されたもの1路線を認定するものでございます。

初めに、図面ナンバー3をごらんいただきたいと思います。初めに、市道B-524号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字上曾部259番地先とし、終点を鴻巣市氷川町63番4地先とします幅員6.00メートル、延長79.50メートルの路線でございます。

次に、市道B-525号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字上曾部260番1地先とし、終点を同276番3地先とします幅員6.00メートル、延長120.50メートルの路線でございます。

次に、市道B-526号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字上曾部271番2地先とし、終点を同268番6地先とします幅員4.00メートル、延長85.10メートルの路線でございます。

次に、市道B-527号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字上曾部264番1地先とし、終点を同267番3地先とします幅員4.00メートル、延長49.90メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー4をごらんいただきたいと思います。これは、開発事業による道路の帰属に伴い認定をするものでございます。市道吹2523号線でございますが、起点を鴻巣市吹上富士見4丁目891番1地先とし、終点を同891番12地先とします幅員4.50メートル、延長133.56メートルの路線でございます。

なお、今回認定する開発道路1路線につきましては、補修箇所を要する場合は建築物などがある程度できた段階で補修等を行うことで開発事業者との事前調整は済んでおりますので、ご報告させていただきます。

以上、5路線の認定をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 1 1 分)



(開議 午前 1 1 時 3 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第66号及び第67号について質疑を求めます。質疑はありますか。

(阿部) まず最初に、この図面ナンバー2番の市道を廃止して今後県の認定道路になるという話を伺いました。この市道を県道にして、県道を市道にする、こういったことの基本的な定義というのはどういうものがあるのか、ぜひお聞かせいただきたい。

(建設部副部長兼道路課長) これにつきましては、定義というものがあるかどうかというのは私のほうも把握しておりませんが、今回のお互いの道路の交換みたいな形は、それぞれ広域幹線道路ということで県に、県道の道路管理者に対しても地域のメリットがあるあるいは市として広域幹線道路に国道からダイレクトにつながっていく、県及び市がそれぞれメリットがあるということで、当時の県、市の協議の中で決まったものというふうに私は理解しております。

以上でございます。

(阿部) いわゆる住民の要望が強いものがあれば、それは市にとってのメリットにつながるというふうに私は理解しているのだけれども、今現在、私が資料請求したわけではないけれども、先ほど調べておいてくれという話をした吹上地域の旧17号から今愛宕神社のところまでの道路、あれたしか市道なのですね。それと、国道17号吹上バイパスから下忍小学校のほうへ入る斜めの道、あれは県道であるということでもって、あれを交換してもらえないかと。そして、下忍小学校の前の道路、あそこは通学路を当然兼ねているわけなので、市として管理して、もう少し手を入れてほしいと。県道をでは市がどうのこうのできるわけではないから、やっぱりそういった意味も含めて市道にしてほしいという要望が非常に高いものがある。それはなぜかというと、朝の通勤ラッシュのときに国道17号からあそこへ斜めに車が入ってきて、ずっと武蔵水路のほう

へ抜けていくあの道路を利用する人が極めて多い。そして、通学の時間帯にそれがかなり重なる。そうした場合、危険が伴うので、ぜひともあの辺を市道にさせていただいて、市のほうで何とかいろいろ考慮してほしいというふうな要望があるのですけれども、今後そういう要望をどのようにして県のほうに申請していくのか。市のほうに対して住民要望はどのように出していったらいいのか。その辺についてもぜひ最終的には交換していただければありがたいというふうに思っている住民が限りなく多いので、その辺についてお伺いします。

（建設部副部長兼道路課長）ただいまの路線につきましては、国道17号から斜めに下忍小のところを通過して武蔵水路の方面に向かうという路線が、これは県道騎西一吹上線（P11「騎西一鴻巣線」に発言訂正）でございます。もう一つの市道といいますのは、今吹上のほうのJRの踏切、これが筑波という部分ですか、ここから先ほどの愛宕神社に向かっている路線につきましては市道ということで、都市計画で位置づけられた筑波通線ということで位置づけはしてございます。この交換ということで、確かに交通安全が図られるということは市にとっても沿道の皆さんにとっても本当にメリットは非常に大きいということではございます。このそれぞれの道路管理者のかえるということに対しましては、そういったお話もございますので、まずは現場を調査させていただくということと、その結果をもって道路管理者である北本県土整備事務所のほうと相談をさせていただくということになろうかなというふうに私は思っております。

以上でございます。

（阿部）いずれにしても、先ほど申し上げたとおり、通学の時間帯が重なると、その通勤ラッシュに。ですから、住民がかねてから要望していたのは、あそこの部分、あの入り口の部分ね、吹上バイパスから斜めに入るあの部分を結局指定時間通行禁止というようなことを前から要望していたのです。そのことについて県のほうに私聞いたことがある。したところが、なかなか前向きに話には乗ってこなかったということがあって、ではこれが市道になればどうなのかなというふうにも思うのですけ

れども、市道になった場合はその指定時間内通行禁止とかということが
できるのかどうか、その辺をお伺いします。

（建設部副部長兼道路課長）これにつきましては、道路管理者いかに
かかわらず一定の規制ということでございますので、警察の所管で、最
終的には公安委員会が決定するということでございますので、そちらの
ほうの協議になるのかなというふうに私ども思っております。

（阿部）ただ、それにはやはり住民の要望を背負って市のほうから警察
のほうあるいは公安委員会のほうに要望を持ち上げていかないとい
きなものというふうに私は思っているのですけれども、その辺について
はいかがなものか。

（建設部副部長兼道路課長）これにつきましては、仮に県道だとしても、
その辺の要望がございますと市のほうも警察署のほうに要望を上げて、
公安委員会の管轄ということで、市のほうが道路管理者が誰であろう
とも警察に対する要望はできますので。

以上です。

（阿部）では、確認すると、県道であろうと市道であろうと同じだとい
うふうに受け取っていいのかな。

（建設部副部長兼道路課長）はい、基本的にはそういうふうに私ども理
解しております。

（阿部）はい、わかりました。

以上。

（細川）まず、今回の廃止に当たる市道E-338号線とG-305号線、こ
この廃止に当たって県道化すると。もう既になっているのでしょうか。
追分の交差点から三ツ木の交差点、こちらが市道にということで、交換
するようなお話を先ほどお伺いしたのですけれども、これに当たって道
路の維持管理、費用的に市のほうはどの程度メリットがあるのかとか、
また今後の整備するに当たってどの程度本市にとって経済的、それから
その後のフットワークの軽さだとか、そういったところでメリットがあ
るのかどうか、またデメリットがあるかどうかというのをお聞かせくだ
さい。

2つ目が、今回認定する市道B-525号線、原馬室のところですが、現場視察に行きまして、左岸通線のところから直進して右折するような道路になっております。ここが幅員6メートルということで、どちらから来るにしても、左岸通線のところから、これであると図面上の起点の方向から直進する車両もしくは終点のほうから直進する車両、どちらも同じぐらいの幅員になっているのですけれども、どうしてもやはり現場でお話に出ていたように非常に危険かなというふうに感じました。ここに当たって、点線でこちらが優先道路ですよという目印はついているのですけれども、今後何かしら対策、対応をする予定はあるのかどうか、お聞かせください。

以上です。

(建設部副部長兼道路課長) 最初に、箕田追分から三ツ木の交差点までの市の今度は管理ということで、今の予定ですと10月からというふうに聞いております。これにつきましては、道路そのものは、片側歩道で車道も整備されていると。道路そのものはもう整備が終わっていると。今後は、それを維持管理していくということでございます。メリットとしますと、もう既に歩道がそれなりの幅員で整備されているということですから、安全上非常によろしいのかなと。今後の道路改築とか、そういうのはございませんので、今後老朽化した場合の管理は発生するものの、メリットとすれば大きいということもあります。1つは、糠田橋から宮前交差点を通過して国道17号に抜ける、これは真っすぐに国道へ出られるあるいは国道から比企郡のほうに入ってこられるということで、非常に交通のアクセス、直接往来できるということで、相当市にとってもメリットがあるということで、単純にそちらの追分からのほうを市がもらうから、そっちはデメリットが多少はあります。当然大きな維持管理は発生する。しかしながら、全体的で見ると両方、片方が県道で昇格して、片一方が市道ということで、全体的に見れば市のほうも相当なメリットがあるというふうに私は理解しております。

もう一点につきましては、先ほど区画整理課のほうから現場のほうで安全上のことということでございますが、これにつきましては整備が終わ

って、当然この整備前には交通管理者と十分に協議した中でのそのような規制がかかっていない、しかしながら道交法では広い道路が優先されるということでございます。そして、屈曲している、市道認定はこう曲がっているのですけれども、その路線の交差点は真っすぐの路線が優先しているということでございますので、現時点ではあのドット線で視認できる、通行者が視認できて、こちらがとまる、あちらが優先というのはわかるのかなというふうに私は理解しております。

以上です。

（細川）では、先に2つ目のお話から進めたいと思います。

そうすると、現時点では今後何も対応するようなお考えはないと思ってよろしいでしょうか。

（建設部副部長兼道路課長）現時点では、当面は、そのような交差点あちらこちらございます。そういったことからしても、やっぱり道交法の優先というのがある一定の基準がございますので、現状ではあれで様子を見させていただくということでございます。

（細川）そうしますと、先ほどの1つ目、道路の県道と市道との、言い方は適正かどうかわかりませんが、交換というような言い方をさせていただきますが、それによって市としてはかなりメリットが大きいと。金額、それからその他もろもろ含めて、現時点で執行部側がお考えなところは、もうこれはメリットが大きい取引だったと思ってよろしいのですか。

（建設部副部長兼道路課長）はい、市全体からすればメリットが大きいというふうな判断でございます。

以上でございます。

（秋谷）まずはG-305号線のほうでお伺いしますけれども、1つちょっと確認したいのです。県のほうに移管していただくのは、それは結構なのだけれども、この歩道、この案内図のナンバー2で見ると箕田、踏切を後ろにして17号側に向かうと、右側に歩道が全部できていない部分があるのだね。あの部分というのは、県のほうで整備してくれるのかね。

（建設部副部長兼道路課長）これにつきましては、今後、今上尾道路と

ということで事業化しておりますが、上尾道路と接続するということでございますので、この間については未整備の状況というふうになっております。

以上でございます。

（秋谷）上尾道路とぶつかるのもそれは結構なのだけれども、要は自転車は例えば歩道を走るという話になっているからいいけれども、歩行者はあくまでも右通行、左通行したら、今の状況では絶対この道路側に出なければ危ないわけです。県道でなっていないなくても、交通量が拡幅されたことによって多いではないですか。上尾道路、ではいつ来るのですかという話になるのです。その間にこの歩道が整備されていないことによって何かあった場合どうなるのですかという話になると思うのです、当然。幾ら道路が来るとはいつても。だから、この部分はちゃんと歩道をつくったほうがいいと思うのですけれども。

（建設部副部長兼道路課長）これにつきましては、北本県土整備事務所のほうにそのようなお話、上尾道路も確かに23年の4月の事業決定からおおむね10年を目途にということによっておっしゃってありますが、安全上のことを考慮しまして、県土のほうにちょっと要望はさせていただきます。

以上です。

（秋谷）あとは、このE-338号とG-305号線とのさっき質疑があったその交換というようなお話の中で、箕田の追分から三ツ木の交差点までの間で、踏切まではいいです。追分から踏切まではオーケー。

（建設部副部長兼道路課長）これにつきましては、昨年北本県土整備事務所のほうで、一部未整備区間がございましたので、整備をしていただきました。

（ちょっと休憩しての声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時55分）

◇

（開議 午前11時56分）

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) では、ただいまの発言は取り消していただきたいと思います。あとは、先ほど現地で説明してもらったときに、このE-338号線とG-305号線はこれアンダーパスに将来的になるようなお話でしたけれども、それこそ上尾道路の説明だと今のところオーバーで上尾道路は来るみたいな話でしたが、そこの部分の接続というか、交差というのはいまうまくいっているものなのですか。

(建設部副部長兼道路課長) これにつきましては、直近で上尾道路ということで斜めに高崎線を越えてくるということと、その辺の技術的なことにつきましては、そのような現在の決定でございますので、技術的なことはございますので、恐らく北本県土、国土交通省、関東地方整備局の大宮国道のほうで十分協議するのではないかとというふうに思っております。

(秋谷) はい、終わり。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時57分)

◇

(開議 午前11時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第66号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時58分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

道路課長より訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

(建設部副部長兼道路課長) 先ほど阿部委員からの質問で、県道と市道のつけかえの関係で、私のほうで「騎西一吹上線」と申しましたが、正しくは「騎西一鴻巣線」ということでございます。訂正させていただきます。

以上でございます。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第71号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) 21ページの上段、訴訟事務委託料、先ほど所有権移転登記の関係の訴訟というふうにおっしゃっていたと思いますが、もう少し詳細に

教えていただければと思います。どのような内容のことなのか。

（都市計画課長）これにつきましては、鴻巣市との間、吹上駅本町4丁目の駅前整備事業に伴いまして、鴻巣市がその土地所有者に対して売り払いを行いました。その後、代替地の請求が、支払いがありましたが、支払いがされていないという形で、鴻巣市は契約を解除する旨の通知を出させていただきました。それに対して相手方、原告方が所有権の移転登記の訴訟を起こしたという形になっております。

以上です。

（永沼）訴訟事務委託料、この関係については、既に判決が終わったということの委託料、弁護士に対する委託料ということで、後段にあります住宅管理士の訴訟事務委託料については、これから弁護士に頼んで委託するという金額ということによろしいのですよね。

（都市計画課長）今永沼委員お指摘の私の都市計画課のほうで言っている形については、判決がおおりて終わったという形の残金の交渉金になります。

下段で言っているというのは、建築のほうの訴訟という形によろしいでしょうか。

（永沼）はい、わかりました。

（建築課長）委員おっしゃるとおりでございます。

（永沼）そうしますと、今後判決が出たらまたこの訴訟事務委託料というのが発生するという考えでよろしいでしょうか。

（建築課長）今回補正でお願いした金額につきましては、訴訟に向けた予算の補正をいただくもので、その後判決によっては、勝訴した場合、明け渡し等についてまた別途費用を要するものと考えてございます。

（永沼）以上です。

（細川）21ページの中段、ここの土木積算システムのデータを移すための手数料だということで118万8,000円計上されていますが、当初予算立てのときに例えば幾らだということから、事故だとか、また住民要望だとか膨れ上がる、予想がつかないものというのも当然補正として入ってくるべきものなのかなと思うのですが、そもそも論としてリース契約が

切れるだとか、それにかかってくる費用だとかというのは当初予算立てをされているものなのかなと考えているのですが、それについてはいかがでしょうか。

（工事課長）当初このリースについてもさらに1年追加でできないかということで業者とも相談していたのですが、結局パソコン自体が5年でもう廃棄という形になってしまうので、その後システムのほうに支障が出た場合にうちのほうも即対応ができないということで今回の補正ということになったのですが。

以上です。

（細川）わかりました。

（阿部）21ページの一番下段の既設公園施設遊具改修事業、これは何か小松の公園の遊具を移転したというような認識でいいのかな。

（都市計画課長）今小松1丁目公園につきましては、市が地主さんから無償で借地として借りていますので、地主さんのほうから返してくれという要望がございましたので、それを更地の状態で返すという形で遊具等撤去と整地をするという形の補正でございまして、遊具については再利用されるものにつきましては他の公園に持っていくという形で考えております。

（阿部）では、再利用するのですね。

（都市計画課長）はい。

（阿部）なるほど。わかりました。では、結構です。

あともう一点、建築課長に聞くのはまこと申しわけないのだけれども、22ページの市営住宅施設維持管理事業、この樹木伐採業務委託料、この49万7,000円なのだけれども、これは何のために伐採したのか、お伺いしたい。

（建築課長）このヒノキにつきましては、現在お住まいになっている方が植えたものではなく、相当前の方が植えたものと推定できる状況です。その間、市でもその居住者の方も維持管理を行っておらず、今現在4メートルから8メートル程度の樹木が生い茂っているような状況になりまして、住んでいる方から苦情が参りました。密集されたところにもう何

本も生えているので、虫がついたり、いろいろな状況で危険なので、対応してくれということで今回補正をお願いして、伐採、そして剪定をするために補正をお願いするものでございます。

（阿部）落ち葉に対する苦情ではないのだ。聞いたところ、虫だと。虫が出るのでは、ムクドリの出番だと。虫はもうムクドリの餌としてムクドリが退治してくれるのだけれども、では原因はその虫というのが原因であると、あるいは密集しているのが非常に不快だということが原因で伐採に至ったのか。それでいいのかな。

（建築課長）お住まいになっている方からやはり見通しや風通し、それらいろいろ、虫なども発生して危険性があるので、どうかしてくれという依頼がございました。そのために対応させていただくものでございます。

以上です。

（阿部）では、もちろんこれは市営住宅の敷地内だよね。

（建築課長）はい、そのとおりでございます。

（阿部）そうですよね。では、ムクドリではないのでは安心した。わかりました。

以上です。

（秋谷）22ページの都市下水路の維持管理事業で、先ほど常光の調整池の入るところ、その舗装するのだというお話でしたけれども、補正の金額が400万もするのではよっぽど長いのか、よっぽどすばらしい道路がつくのか、そのあたり大体何メートル幅ぐらいで、何メートルぐらいの長さでというお話をちょっと詳しくお聞かせいただきたいのですけれども。

（下水道課長）こちらにつきましては、今現在管理用通路が約400メートルほどございます。そのうちの約半分、約200メートル程度を今回考えております。舗装幅については、4メートルでございます。その下、路盤工等を含めた金額がこの金額となっております。

以上です。

（秋谷）路盤工までやるということは、よほど大きな車両が入るのでし

ようか、その道路を使って。

（下水道課長）通常の路盤ではなくて、厚さ10センチの採石をひくということで、乗用車が通行できる構成となっております。

以上です。

（秋谷）ちなみに、その道路というのは、利用頻度はどの程度あるのでしょうか。

（下水道課長）こちらにつきましては、常光雨水ポンプ場に大雨が降ったときに職員がポンプ場のほうに張りつきます。ポンプ場からこの管理用通路を通行しまして、途中で都市下水路から調整池へ入るゲートがございます。そこまでの区間がこの舗装延長となっております。この頻度ですが、この大雨の際に利用するというふうな形でございます。

（秋谷）では、この程度にしておいて。

もう一つお伺いしたいのですけれども、先ほど市営住宅の入居者の管理事業のほうの家賃滞納でこれから訴訟に入ることなののですけれども、滞納期間と、あとは滞納の金額、あとは現在のお貸ししている部屋の管理状況等はどのようになっているのか、わかる範囲で教えてください。

（建築課長）今回対象者におきましては、市営住宅を滞納している方で、具体的には平成25年6月ごろから滞納が始まりまして、平成7年末現在で27カ月の滞納がございます。それで、金額が113万7,374円という状況になってございまして、状況といたしましては私ども夜お伺いしても昼間当然いらっしゃらなくて、電話をかけても応答ないという状況が続きまして、あとは水道メーターの確認、ガスメーター、電気メーター確認しましても使われていない状況になってございます。また、近隣の方にもちょっとさりげなく聞き取り調査等を行っても、月に1回ぐらいは帰ってきているような状況のお話をされるのですが、定かではございません。そういった中で、弁護士に相談しましたところ、そういった形で法的な処置を講ずる必要があるのではないかということで今回補正をお願いして、今後提訴ということになりましたらまた議会にお諮りして事務を進めたいと考えております。

以上でございます。

(秋谷) あとは、ちなみにどちらの団地かちょっとお話が、説明がなかったかな。

(建築課長) 松原団地でございます。

(秋谷) はい、わかりました。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第71号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成27年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(細川) 歳出のほうで、4つの施設での修繕料が842万2,000円だということですが、各施設ごとの金額おわかりであればご回答ください。

(下水道課長) 各施設4地区ごとに申し上げます。

まず、笠原地区でございますが、11万8,800円でございます。

次に、笠原第2地区、209万5,200円でございます。

次に、郷地、安養寺地区は363万960円でございます。

次に、上会下地区、257万6,124円の合計842万1,084円が詳細で、予算上は842万2,000円となります。

以上です。

(秋谷) ちょっと記憶が定かでないので、改めて教えてもらいたいのですけれども、昨年度どこだったかな、笠原第1か第2を大規模というか、相当メンテナンスしたような記憶があるのですけれども。まず、そこからちょっと教えてもらいたいのですけれども。どちらかで、どういった内容で。それで、今回のこの修繕、機器交換ということですのでけれども、そのあたりがでしなかつたのかどうかということなのです。

(下水道課長) 農業集落排水処理施設の機能強化ということで、平成24年度に笠原第1地区の処理施設の改修工事を行いました。そのときの内容としましては、各機器のやはり劣化等の交換等も含みまして建物本体の修繕も行ったところです。今回先ほど申し上げました金額、笠原第1地区につきましては11万8,000円ということで、今回の修繕はスクリーンのベルトの交換ということで、ベルトが4本あるのですが、そのうち2本が破損してしまったことによる交換ということでご理解いただければと思います。

(秋谷) 私、中をのぞいてみたことがあるわけではないのでわからないのですけれども、ベルト交換というのはそう頻繁にあるものなのでしょうか。その4本中の2本というと、逆に前回例えば2本だけやったって、たまたまそのやっていなかったほうの2本が切れたのか、それとも使用頻度がすごく高まって、今回全部かえていたのだけれども、2本がだめになったのか、あるいはほかの施設は逆にどうなのか、教えていただけたらと。

(下水道課長) まず、このベルトなのですが、これ前処理室というところにございまして、流入してくる粗目のごみなどを回収するときに、ベルトコンベヤーみたいなのですが、機械にベルトが4本あって、それが

処理槽のほうへ流出を防ぐためにごみを取り除くためのものというふうに理解してもらいたいのです。これは機械本体ではなくて、その本体についているベルトの交換ということでございます。ですので、前回等については、交換したかどうかはちょっと確認は今はできないのですが、現在そのベルトが破損してしまったというふうな状況です。

（秋谷）使用頻度。

（下水道課長）はい。これは、仕様のには処理水が入ってくる量に応じて当然作動するものでございます。

（秋谷）あと、ほかの施設との関係。

（下水道課長）あと、交換の頻度ですが、ちょっと実際去年の段階ではなかったと思いますので、数年に1度かなというふうに理解しています。

（秋谷）ありがとうございます。

（阿部）この農業集落排水処理施設、これ利用件数というのは今現在何件くらいになるのですか。

（下水道課長）こちら4地区合わせまして処理区域内の人口が3,052人。これは平成27年4月1日時点でございますが、人口が3,052人でございます。そのうち水洗化を行っている人口が2,745人となっております。

（阿部）はい、わかりました。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第73号 平成27年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 平成26年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

（ちょっと委員長、これきょう何時に終わすんだか、それをまずの声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時36分）

◇

（開議 午後1時38分）

（委員長）それでは、会議を再開いたします。

では、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時46分）

◇

（開議 午後1時47分）

（委員長）再開いたします。

（説明省略）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時37分）

◇

（開議 午後2時55分）

（委員長）再開いたします。

（説明省略）

（委員長）暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 2 5 分)



(開議 午後 3 時 2 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。あすは午前 9 時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 3 時 2 5 分)